青市建指第 94 号
平成 27 年 6 月 11 日

（社）青森県建設業協会　御中

青森市都市整備部　建築指導課長

青森市木造住宅耐震改修促進事業の周知について（依頼）

平素より青森市の建築行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、災害に強く安全性の高いまちづくりの推進を目的として、住宅の耐震化を促進すべく木造住宅の耐震改修促進事業を実施しており、今年度も下記のとおり実施いたします。

つきましては、「事業案内パンフレット」を送付いたしますので、配布又は掲示等により関係者へ周知くださるようお願い申し上げます。

記

1　平成27年度青森市木造住宅耐震診断支援事業

- 募集件数　5件予定（申込順）
- 募集開始　平成27年7月1日から
- 昨年度からの主な変更点
  - ⑦ 自己負担額が8,000円になりました。
  - ⑧ 診断結果について、青森県木造住宅耐震診断審査委員会の審査が不要になりました。

2　平成27年度青森市木造住宅耐震改修補助事業

- 募集件数　1件予定（応募が多数の場合は抽選）
- 募集開始　平成27年7月1日から
- 昨年度からの主な変更点
  - ⑦ 青森市木造住宅耐震診断支援事業以外の耐震診断により補強が必要とされた住宅も対象になりました。（ただし、青森市木造住宅耐震診断シートによるものに限ります。）
  - ⑧ 耐震診断を行った耐震診断員が所属する事業所が耐震改修工事を請負うことが可能となりました。

収受 第 号 27.6.15 (社)青森県建設業協会

【担当】　都市整備部建築指導課
建築指導チーム　竹内
TEL　017－761－4526

年 月 担当:
情報共有　（処理済/不要）
スケジュール（入力済/不要）

木造住宅耐震診断

～青森市木造住宅耐震診断支援事業のご案内～

あなたのご自宅を耐震診断してみませんか？

青森市は、災害に強く安全性の高いまちづくりを推進することを目的とし「青森市木造住宅耐震診断支援事業」を実施します。

青森市内に存する木造住宅の所有者が、その住宅の耐震診断を希望する場合、青森市が耐震診断員を派遣し耐震診断を行います。

耐震診断を希望するかたは、対象住宅であるかを確認のうえお申込み下さい。

◆ 対象住宅

青森市内に存し、次に掲げる要件全てに該当するものです。

（１）昭和５６年５月３１日以前に建築され、かつ、同年６月以降に増改築されていない住宅であること。

（２）在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。

（３）現に所有者が居住している一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の延べ面積が５０㎡以下であるものに限る。）であって、地上階数が２以下のものであること。

（４）この要綱に基づく耐震診断又は類似の市の制度による耐震診断を受けていない住宅であること。

（５）建築基準法に違反していないこと。

（６）所有者が市税を滞納していないこと。

◆ 診断費用　自己負担額　**8,000円**

※診断費総額１１８，０００円のうち、青森市が１１０，０００円を負担します。
※延べ面積が２００㎡を超える場合は自己負担の増額があります。（裏面参照）

◆ 募集件数　**5件**

◆ 募集期間　平成２７年７月１日（水）から１１月３０日（月）まで

（ただし土・日・祝日を除きます。受付時間８：３０～17：００）

※申込みが５件となった場合は期間内であっても募集を終了します。

◆ 必要書類

下記の書類を受付窓口（青森市都市整備部建築指導課）まで持参してください。
なお、郵送による受付は行いません。

①申込書
（市役所本庁舎（総合案内）、柳川庁舎（建築指導課）、各支所・市民センターで配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。）
②案内図
（住宅地図等のコピー）
③建築時期及び延べ床面積が確認できるもの
（登記簿謄本の写し、建築年の記入された資産証明書等）
④外観写真２面以上
（正面と側面など）
⑤概略平面図
（建築確認申請図面等があればその写し）

◆ その他

建物の延べ面積が 200 ㎡を超える場合の費用については、次の区分表になります。

延べ面積	診断費総額	市の負担額	自己負担額
200 ㎡超 250 ㎡以下	135,000 円	110,000 円	**25,000 円**
250 ㎡超 300 ㎡以下	152,000 円	110,000 円	**42,000 円**
300 ㎡超 350 ㎡以下	169,000 円	110,000 円	**59,000 円**
350 ㎡超 400 ㎡以下	186,000 円	110,000 円	**76,000 円**

※建物の延べ面積が４００㎡を超える場合の診断費総額については、
別途協議が必要となります。

申込み・問い合わせ先

青森市役所　柳川庁舎３階　　TEL　017－761－4526
青森市都市整備部　建築指導課　　FAX　017－761－4513
担当：建築指導チーム

木造住宅耐震改修

～青森市木造住宅耐震改修補助事業のご案内～

耐震リフォームで地震に備えましょう。

この事業は、市民のかたが市内に本社を持つ施工業者を利用して、ご自身がお住まいの住宅の<u>耐震改修工事を実施する場合に、その経費の一部を補助</u>し、住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的として行うものです。

●補助対象者

補助の対象となるかたは、以下の条件を全て満たす必要があります。

（１）市内に居住し、住民登録をしているかた。
（２）市税に滞納の額がないかた。
（３）これまでに青森県や青森市で実施していたリフォーム補助事業等を利用していないかた。

●補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、以下の条件を全て満たす必要があります。

（１）青森市内にある、ご自身が所有し、ご自身がお住まいの住宅
（２）木造一戸建て住宅（住宅以外の部分がある場合は、住宅部分の延べ面積が全体の２分の１以上、かつ、住宅以外の部分の床面積の合計が５０平方メートル以下であること。）
（３）<u>耐震診断の結果、補強が必要と診断された住宅</u>（上部構造評点が１．０未満のもの）
（４）昭和５６年５月３１日以前に建築され、かつ、同年６月以降に増改築されていない住宅

●補助率・補助限度額

補助対象経費の <u>３４．５％以内</u> かつ <u>９０万円以内</u>

※補助対象工事及び補助対象経費については裏面に記載。

●仮申込みの受付について

補助金の交付を受けたいかたは、本申請に先立ち仮申込みが必要です。仮申込み件数が多数の場合、抽選により申請対象者を選定します。（申込順ではありません。）

受付期間：平成２７年７月１日（水）から８月３１日（月）まで
（ただし土・日・祝日を除きます。受付時間８：３０～１７：００）

●仮申込みに必要な書類

下記の書類を受付窓口（青森市都市整備部建築指導課）まで持参してください。
なお、郵送による受付は行いません。

①仮申込書（別紙様式１）
（市役所本庁舎（総合案内）、柳川庁舎（建築指導課）、各支所・市民センターで配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。）
②改修工事に係る見積書（内容明細の付いたもの。写し可）

※過去に「青森市木造住宅耐震診断支援事業」による耐震診断を行っていないかたは、耐震診断結果報告書（青森県木造住宅耐震診断シートマニュアル（2015 年改訂）によるものに限る。）

＜補助対象工事＞

補助の対象となる工事は以下の条件を満たす必要があります。

○ 地震に対して安全となる耐震改修（上部構造評点を１．０以上とする）及び耐震改修に伴い必要と認められる工事
○ 耐震技術者（青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者）の設計及び工事監理による耐震改修工事で、補強方法が青森県木造住宅耐震補強シート（2015 年改訂）により検討されたもの
○ 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工する工事

※補助金交付決定前に着手した工事や、新築工事に合わせて行う工事、本市又は国の他の制度に基づく助成金の交付を受けた工事、若しくは受ける予定の工事は、補助対象の工事となりません。

＜補助対象経費＞

補助金の交付の対象となる経費は、以下の経費です。

（１）耐震改修工事費
既存住宅の耐震改修に要する工事費
（２）設計費等
既存住宅の耐震改修工事の設計費及び工事監理費

※耐震改修に関連性が無い改修工事費や、外構工事、照明器具及び家庭電化製品の購入費（設置・取付を含む。）、土地購入費、電力申請代行手数料、下水道申請手数料、使途が不明確な費用などは補助対象の経費に含まれません。

仮申込み・問い合わせ先

青森市役所　柳川庁舎３階　　TEL　017－761－4526
青森市都市整備部　建築指導課　　FAX　017－761－4513
担当：建築指導チーム